

霧島アートの森園地管理業務プロポーザル実施要領

令和8年度以降の「霧島アートの森園地管理業務」を円滑かつ効果的に実施するため、下記のとおり公募型プロポーザル方式により、業務委託業者を募集する。

1 業務委託名

「霧島アートの森園地管理業務」

2 業務委託の内容

別紙「霧島アートの森園地管理要領」のとおり

3 業務委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日まで（長期継続契約）

なお、本委託契約は、長期継続契約として実施されるため、霧島アートの森の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削減されたときは、契約を変更又は解除できる旨の特約を付するものとする。

4 業務委託額

限度額 121,132,000 円

令和8年度	24,226,400 円
令和9年度	24,226,400 円
令和10年度	24,226,400 円
令和11年度	24,226,400 円
令和12年度	24,226,400 円

5 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 鹿児島県関係（出先機関を含む。）他の官公庁（国（公社、公団を含む。）鹿児島県以外の都道府県、市町村及びそれらの出先機関）及び民間企業等が発注した植栽維持・管理業務（造園工事を含む。）を、令和3年4月1日から開札日当日までの間において、同種又は類似の業務実績がある者。または、書面により、同等の能力を有すると認められる者。
- (2) 本県内に本社を有する者。
- (3) 鹿児島県上霧島アートの森園地管理業務（以下「園地管理業務」という。）において、従事する従業員は常駐を基本とし、台風等の自然災害時において、当園職員からの連絡後おおむね1時間以内に被害状況調査報告し、応急業務に迅速に着手できる態勢であると認められる者。
- (4) 園地管理の状況について、一般社団法人日本公園緑地協会が認定する公園管理運営士が週に1回以上指導監督できると認められる者。
- (5) 常時4人以上の従業員を配置し、そのうち園地管理業務又は同等の業務に2年以上の経験を有する者を半数以上配置することが可能であると認められる者。
- (6) 当園内に乗用タイプの芝刈り機を2台以上有し、かつ、常にその芝刈り機を稼働可能な者を当園に配置できる者であること。さらに、高所作業車を有する者。

- (7) 利用者等の安全確保の観点から草刈り、剪定等に用いる作業機械の使用は有資格者-2（刈払機安全衛生教育修了者、チェーンソー特別教育修了者、高所作業車運転技能講習者）によって行うことが可能であると認められる者。
- (8) 当園内に、環境保全の観点から、園地管理上生じた樹木の剪定屑を粉碎（チップ化）するチップ機またはチップ車を有する者であること。
- (9) 病害虫の発生に伴い農薬を使用する場合は、有資格者（鹿児島県農薬指導士、緑の安全管理士）の指導及び監督の下、作業を行うことが可能であると認められる者。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (12) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (13) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて業務提案書等が提出された場合
- (3) 業務提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

7 参加申込み及び参加資格の確認に関する事項

前記 5 の資格を有することを確認するため、参加申込書（別記第 1 号様式）及び参加資格確認申請書（別記第 2 号様式。以下「申請書」という。）並びに、次の（3）に掲げる書類及び 110 円切手を貼付した返信用封筒（定型長 3）を提出すること。

- (1) 受付期間
令和 8 年 2 月 13 日（金）から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで（休園日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 受付場所
鹿児島県霧島アートの森 総務課
- (3) 添付書類
 - ア 前記 5 の（1）に掲げた業務について、契約実績を記した契約実績一覧表（別記第 3 号様式）、または同等の能力を有すると認められる書類
 - イ 誓約書（別記第 4 号様式）
※鹿児島県の入札参加資格名簿等に登録されている者については、登録されていることを証する書類の写しの提供に代えることができる。
 - ウ 法人にあっては登記事項証明書
 - エ 個人にあっては地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないことを証する書類

- オ 法人には申請書を提出する日の直前 1 事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書、またはこれらと同等とみなされる他の書類
- カ 個人にあっては直近の所得税確定申告書の写し
- キ 有資格者職員名簿（別記第 5 号様式）
- ク 機械、器具及び車両等の保有状況一覧（別記第 6 号様式）
- ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- コ 納税証明書
- （ア） 消費税について未納の税額がないことの証明書
- （イ） 鹿児島県の県税について未納の税額がないことの証明書
- サ 国際標準化機構が定めた品質マネジメントシステムの認証を取得している者にあっては、国際標準規格 ISO 9000 シリーズの登録証の写し
- シ 次に掲げる環境マネジメントシステムの認証等を取得している者にあっては、その確認証の写し
- （ア） 国際標準化機構が定めた国際標準規格 ISO 14000 シリーズ
- （イ） 一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション 21 認証・登録制度
- （ウ） 特定非営利活動法人 KES 環境機構が実施する KES ・環境マネジメントシステム・スタンダードの審査登録制度
- （エ） 一般社団法人エコステージ協会が実施するエコステージ
- ス 就業規則に育児休業制度、介護休業制度等に関する規定を設けている者にあっては、当該就業規則の写し
- セ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画を策定している者にあっては、都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し- 3
- ソ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項の規定による報告をしなければならない者にあっては、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- タ 障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。以下この号及び第 7 条第 1 項第 7 号において同じ。）を雇用している者（前号に規定する者を除く。）にあっては、その雇用する労働者が障害者であることを証する書類
- チ その他入札執行者が必要と認める書類
- （4） 申請に係る結果は、令和 8 年 3 月 19 日（木）までに別記第 7 号様式により通知する。

8 質問及び回答

本企画競争に係る質疑については、様式第 8 号「霧島アートの森園地管理業務委託に係る質疑書」（以下「質疑書」という）を提出するものとする。

ただし、軽微な質問には、口頭で回答する。

- （1） 質疑書についての提出場所等
- ア 提出場所： 霧島アートの森 総務課
- イ 提出期限： 令和 8 年 3 月 4 日（水）まで
- ウ 提出方法： ファックス又は電子メール

(ファックス・電子メール送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。)

(2) 回答

質問に対する回答は、質疑書の提出のあった全ての者に対し、電子メール又は文書で通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者にに対してのみ回答する。

なお、提出期限までに到着しなかった質疑書については、原則として回答しない。

9 スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年2月13日（金） |
| (2) プロポーザル説明会 | 令和8年2月20日（金） |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年3月4日（水） |
| (4) 質問回答閲覧期間 | 令和8年3月6日（金）～11日（水） |
| (5) 参加申込書提出及び
業務提案書提出期限 | 令和8年3月13日（金） |
| (6) 参加資格確認結果通知 | 令和8年3月19日（木） |
| (7) 審査 | 令和8年3月24日（火） |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年3月24日（火） |
| (9) 契約締結 | 令和8年4月1日（水） |

10 提出書類及び提出方法、提出期限等

提出書類	提出部数	提出期限	備考
1 参加申込書・参加資格申請書	1部	令和8年3月13日（金）	
2 質疑書	1部	令和8年3月4日（水）	
3 業務提案書	2部	令和8年3月13日（金）	
4 業務体制	2部	令和8年3月13日（金）	
5 経費内訳書	2部	令和8年3月13日（金）	

(1) 提出方法

持参又は郵送 ※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

(2) 提出場所

〒899-6201 姶良郡湧水町木場 6340 番地 220

鹿児島県霧島アートの森 総務課

11 審査・選考結果

(1) 審査

別に設置する選考委員会において、応募書類を総合的に審査し、最も優れた提案を行った応募者を委託先の候補者として選定する。

(2) 選考結果

選考結果は、全ての応募者に対して文書で通知する。

(3) 業務委託契約の締結

業務委託契約の締結に当たっては、応募書類の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。委託先の候補者と霧島アートの森は、応募内容を基本に、業務の履行に必要な履行条件などの協議、調整等を行う。

12 プロポーザル説明会

今回の企画提案応募に係る説明会を下記により実施する。

日時： 令和8年2月20日（金） 午後2時00分～

場所： 鹿児島県霧島アートの森

参加を希望する方は、2月19日（木）までに、下記の問い合わせ先へ、メール等で申し込むこと。

13 その他

(1) 応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 本業務について疑義が生じた場合は、霧島アートの森と協議すること。

問い合わせ先

鹿児島県霧島アートの森 総務課

〒899-6201 姶良郡湧水町木場 6340 番地 220

電話：0995-74-5945 Fax：0995-74-2545

E-mail：general@open-air-museum.org